

区長報告第六号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年十二月二十一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年二月十三日

港区長 武井雅昭

記

令和四年六月十七日議決を得た工事請負契約（港区立麻布運動場整備工事（人工芝化））の契約金額「一億五千八百二十三万九千九百二十円」を「一億五千九百四十五万二千七百円」に変更する。